○農林水産省告示第千四百六十八号

土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）及び土地改良法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十号（土地改良法第八十五条の二第七項及び第八十七条の三第七項の農林大臣の指定する者を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
土地改良法第八十五条の二第七項及び第八十八条第七項の農林水産大臣の指定する者は、次に掲げる者とする。 一　農業協同組合 二　農業協同組合連合会	一　農業協同組合 二　農業協同組合連合会

第二　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十一号（土地改良法第八十六条第二項等の農林大臣の指定する者を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
土地改良法第八十六条第二項、第八十七条の二第六項（同法第八十八条第十四項において準用する場合を含む。）、第八十七条の三第六項（同法第八十八条第十八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の四第二項（同法第八十八条第十九項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第八十八条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣の指定する者は、次に掲げる者とする。 一　農業協同組合 二　農業協同組合連合会	一　農業協同組合 二　農業協同組合連合会

第三　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。 （略） （略） （注）　元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該災害復旧）及び当該農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。	一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。 （略） （略） （注）　元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用用排水施設につき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該災害復旧）及び当該農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置のすべてが完了した年度の翌年度とする。